

# 最低制限価格へのランダム係数の導入について

平成 30 年 6 月 20 日

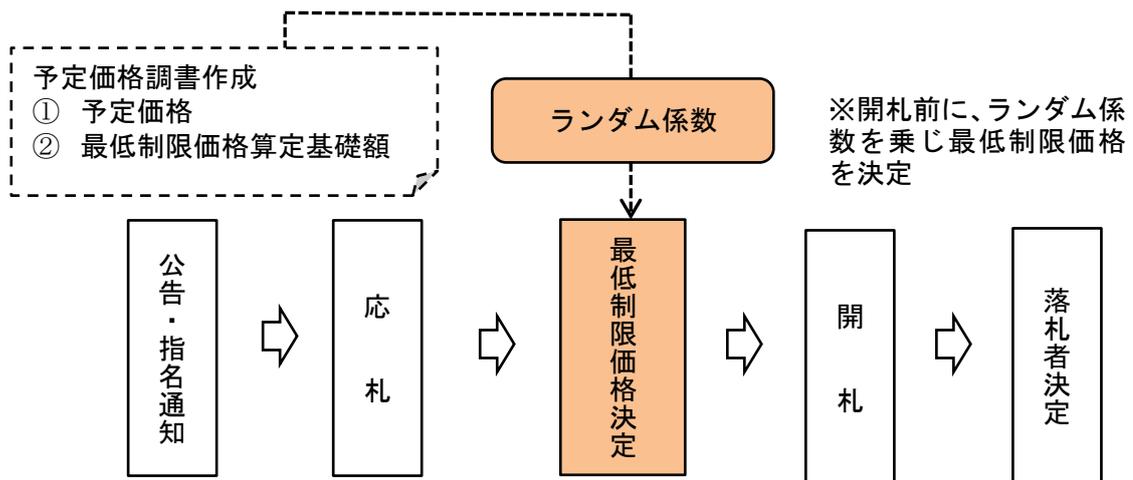
総務部総務課契約係

平成 30 年度入札・契約制度改善の取り組みとして、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格において、開札まで、発注者側も含め誰も知り得ないように、現行の最低制限価格に「ランダム係数」（電子入札システムにより発生）を乗じ、最低制限価格を設定します。

## 1 ランダム係数のしくみ

現行の最低制限価格に「ランダム係数」を乗じ、最低制限価格を設定する。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限価格算定基礎額} \times \text{ランダム係数}$$



## 2 ランダム係数の値

「0.99001～1.00998」の範囲（最低制限価格算定基礎額の±1%未満）

## 3 適用時期

平成 30 年 7 月 1 日以降に入札公告及び指名通知を行う入札から実施